

塩川議員提出資料

[地方の自立のための改革について]

平成15年4月1日

地方の自立のための改革について

1 改革の前提 —地方行財政の効率化等—

(1) 地方自治体の担うべき役割の見直し

地方自治体の提供する膨大な行政サービスを整理し、地方自治体の担うべき役割とナショナル・ミニマムやシビル・ミニマムを見直していく。特に、医療、介護、生活保護等の社会保障の改革に取り組む必要がある。

(2) 地方行政体制の整備

市町村合併の推進などの地方行政体制整備を通じて、地方行政の効率化と地方自治体の行政能力の向上を図る。

(3) 地方財政の健全化

持続可能な地方財政を実現するため、地方歳出の徹底した見直し、行政コストの削減、課税自主権の発揮等、地方自治体による財政健全化努力が重要である。

2 補助金改革

(1) 国の関与の縮減

義務教育費国庫負担金の見直しをはじめ、各分野において国庫補助負担金の交付に伴う国の関与を縮小し、地方の裁量を拡大することにより、地方における効率的な事業実施を確保する。

(2) 国・地方を通じた行政のスリム化・財政健全化

- ・ 公共事業等の各分野において、行政サービスの範囲・水準を見直すことにより、国・地方を通じた行政のスリム化を推進する。
- ・ 国及び地方財政の圧迫要因となっている社会保障について、上記の改革によって給付抑制等を進めることにより、国庫補助負担金及び地方負担の増加を抑制する。

3 地方交付税改革

(1) 財源保障機能の問題点

地方交付税の地方の収支尻を補てんする機能（財源保障機能）は、地方が負担感なく行政サービスを拡大することを可能とし、地方自治体の自助努力・自己責任による財政運営を阻害している。その結果、地方の歳出は

肥大化し、これに伴って膨張した交付税が国の財政を圧迫している。

(2) **地方歳出の削減による交付税総額の抑制**

まずは、肥大化した地方歳出の徹底した見直しを行い、これによって膨張した地方交付税総額を抑制していく。

(3) **財源保障機能の廃止・縮減**

地方における受益と負担の関係を明確化し、地方財政の効率化を図るため、交付税の財源保障機能全般を廃止・縮減し、収支尻を埋めることについて地方自治体の自助努力を求めることが重要。

(注) 税収の偏在に伴う財政力格差を是正する機能(財政調整機能)は引き続き必要。今後、これをどの程度、どのような手法で行うのか検討。

(4) **不交付団体数の増加**

地方歳出、基準財政需要を縮減するとともに、交付税の財源保障機能を廃止・縮小していくことにより、不交付団体数の増加を図る。

(注) 不交付団体の割合を高めていくために税源移譲を行うとの主張については、不交付団体の割合はほとんど高まらず、交付税改革の目的である地方歳出の効率化にもつながらないといった問題点がある。

(5) **交付税配分の仕組み**

交付税配分の仕組みについても、引き続き地方の自主的・効率的な財政運営を促す方向で見直すとともに、その簡素化・透明化を図る。

4 地方税源改革

(1) **課税の自主権発揮・裁量権拡大**

地方税については、地方における受益と負担の関係を明確化する観点から、住民に負担を求める形で課税自主権を発揮することを促すとともに、地方における課税の裁量権を拡大する。

(2) **税源移譲を含む税源配分の見直し**

税源移譲を含む税源配分の問題については、交付税の財源保障機能の廃止・縮減等とともに一体的に推進する。

国と地方の歳入歳出ギャップを縮小し、国・地方ともに必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造とする中で、地方が受益・負担関係を意識しつつ、自らの税負担を自己決定できる税体系を構築する。

その際、国・地方の財政事情、税収の偏在、国債の信認、国・地方の債務配分の調整についても考慮する。

有識者議員提出資料「地方主導の地方行財政改革に向けて」の留意点

1 国庫補助負担金の削減について

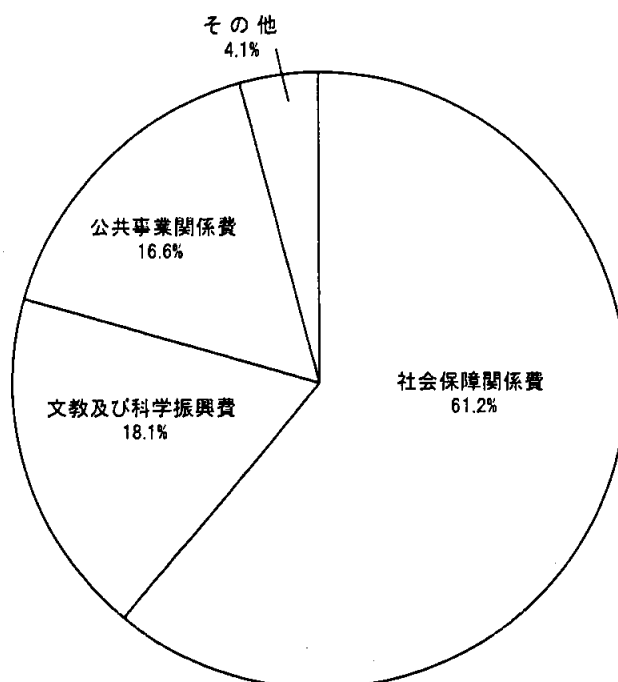
国庫補助負担金については、国及び地方の財政の圧迫要因となっている社会保障の見直しが重要。

2 財源保障の範囲の縮小について

交付税の財源保障の範囲縮小を行うに当たっては、有識者議員提出資料の（参考）にもあるように、地方歳出と交付税総額の大幅な縮減がなされることが前提。

地方歳出と交付税総額の大幅な縮減は、不交付団体の割合を高める観点からも重要。

地方公共団体向け補助金等の内訳(一般会計)



(単位:億円)

事 項	14 年 度		15 年 度		対前年度	
	当初予算額	構成比	予算額	構成比	増△減額	伸 率
社会 保 障 関 係 費	100,867	58.1%	106,874	61.2%	6,007	6.0%
文 教 及 び 科 学 振 興 費	34,158	19.7%	31,546	18.1%	△ 2,613	△7.6%
公 共 事 業 関 係 費	30,719	17.7%	28,877	16.6%	△ 1,842	△6.0%
そ の 他	7,733	4.5%	7,218	4.1%	△ 515	△6.7%
合 計	173,478	100.0%	174,515	100.0%	1,037	0.6%

(単位:億円)

事 項	14 年 度		15 年 度		対前年度	
	当初予算額	構成比	予算額	構成比	増△減額	伸 率
国 庫 負 担 金	147,853	85.2%	150,789	86.4%	2,936	2.0%
国 庫 補 助 金	23,866	13.8%	21,983	12.6%	△ 1,883	△7.9%
国 庫 委 託 金	1,759	1.0%	1,743	1.0%	△ 16	△0.9%
合 計	173,478	100.0%	174,515	100.0%	1,037	0.6%

地方向け補助金等

《10年度予算・一般会計》

16.1兆円

社会保障関係費 8.4兆円	文教・科学振興費 3.4兆円	公共事業関係費 3.4兆円	その他 0.9兆円
------------------	-------------------	------------------	--------------

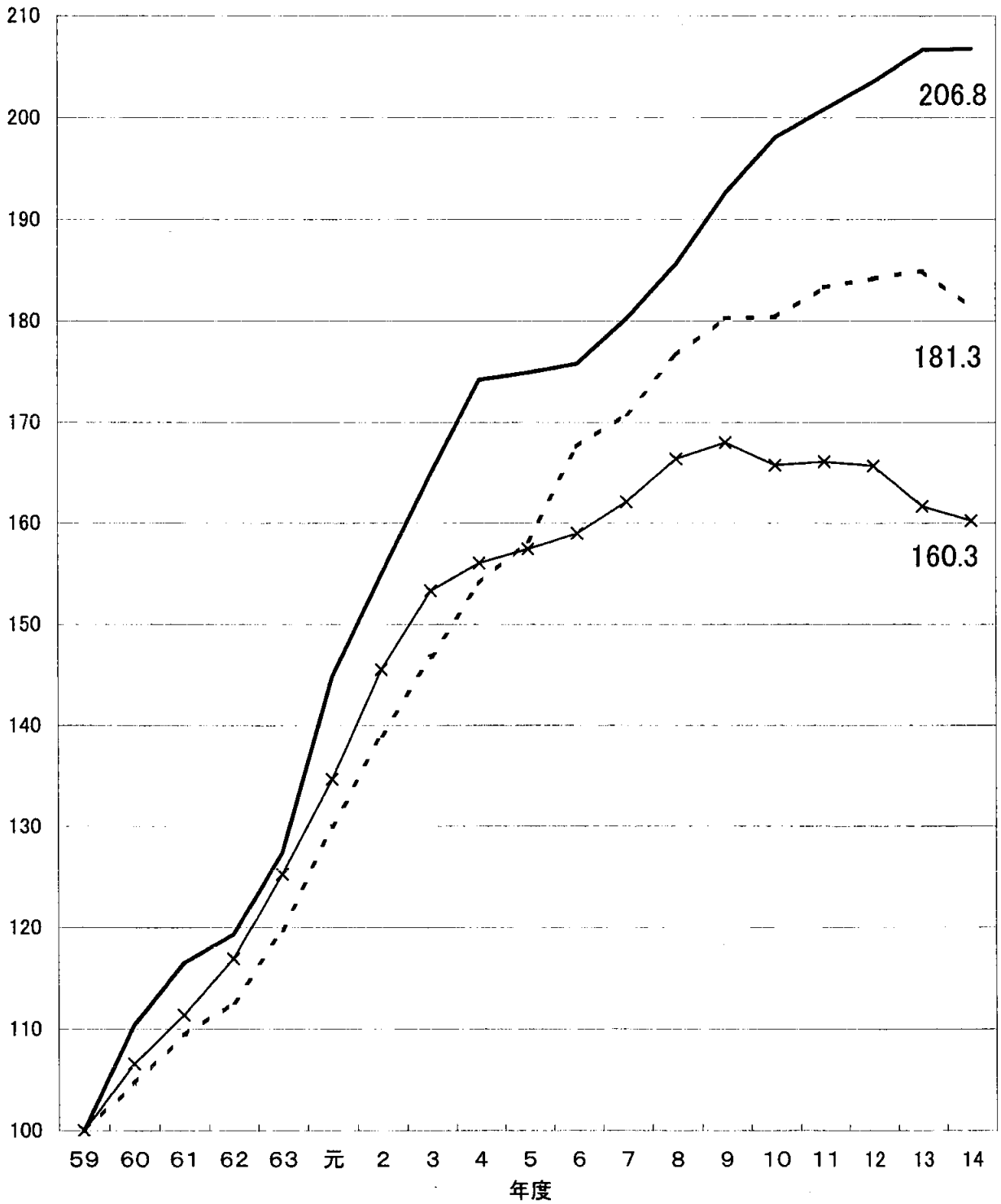
《15年度予算・一般会計》

5

社会保障関係費 10.7兆円				文教・科学振興費 3.2兆円	公共事業関係費 2.9兆円	その他 0.7兆円
老人医療 3.4兆円	市町村国保 2.3兆円	生活保護 5兆円	介護保険 5兆円	義務教育 負担金 2.8兆円		

17.5兆円

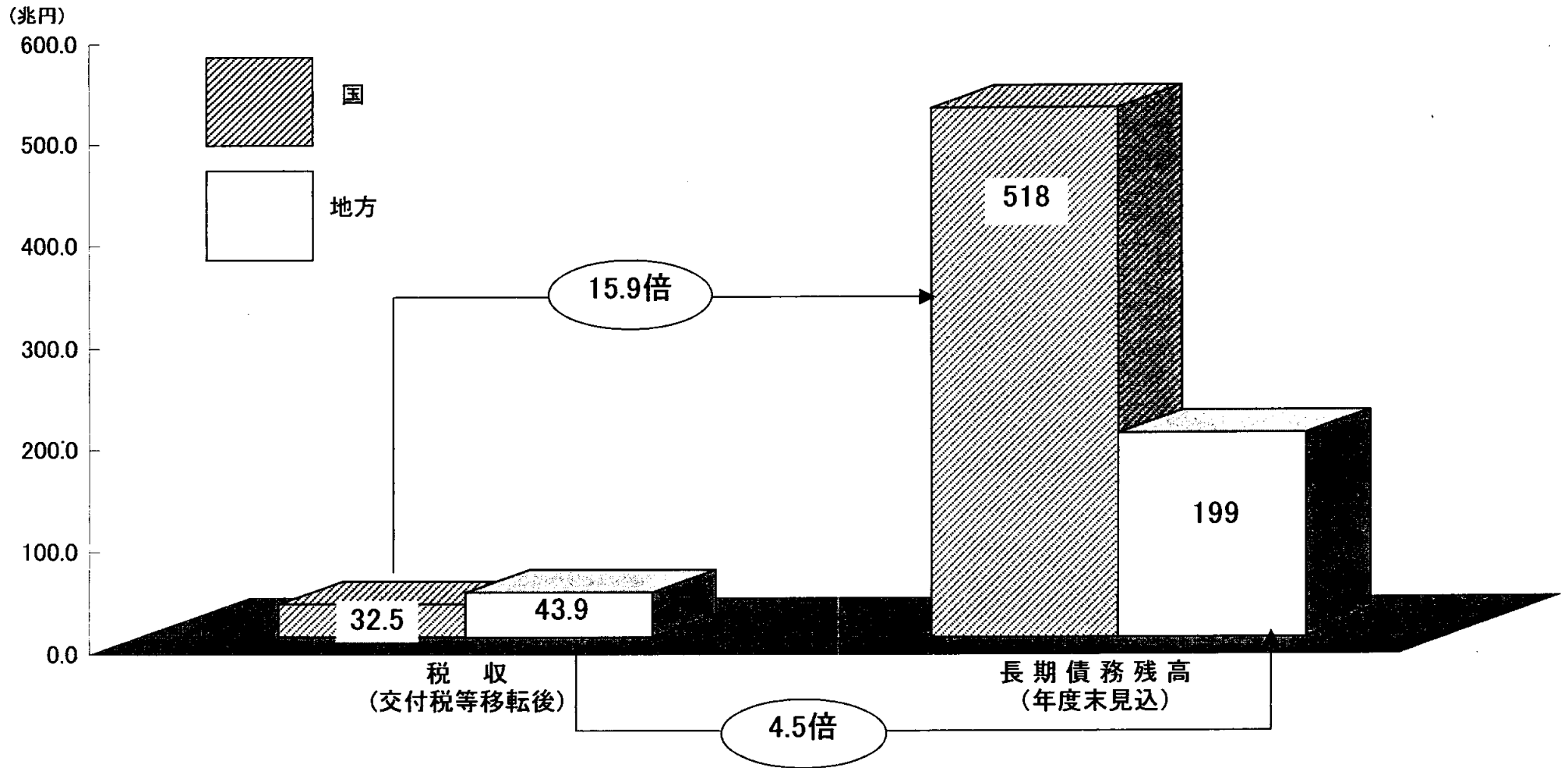
地方の歳出総額と基準財政需要の伸び (59年度=100)(当初)



—— 基準財政需要総額(当初算定) - - - 地方財政計画歳出総額 —x— 名目GDP

(注)13年度及び14年度の基準財政需要額には、臨時財政対策債振替額を含めている。

国と地方の財政状況(平成15年度予算)



(注1) 国税収は特会諸税を、地方税収は地方財政計画外税収を含む。

(注2) 交付税等移転後税収は、地方交付税法定率分及び地方譲与税を国から地方へ移転した後の計数である。